

●更新年月日：2022年8月24日

※下線部が修正箇所

頁	項目	(誤)	(正)
10	②住宅等の整備に要する費用 a) 建設・取得の場合	※住宅の整備は、原則として、 <u>住戸面積及び設備がサービス付き高齢者向け住宅の登録基準を満たすものとし</u> ます。 <u>この基準を満たさない場合、原則、施設の整備となります。</u>	※住宅の整備は、原則として、 <u>規模及び構造・設備がサービス付き高齢者向け住宅の登録基準を満たすもの</u> とします。＜削除＞
13	項目ごとの補助上限額	※「住宅の整備」は、原則として、 <u>住戸面積及び設備がサービス付き高齢者向け住宅の登録基準を満たすもの</u> とします。 <u>この基準を満たさない場合、原則、「施設の整備」となります。</u>	※「住宅の整備」は、原則として、 <u>規模及び構造・設備がサービス付き高齢者向け住宅の登録基準を満たすもの</u> とします。＜削除＞
15	プレゼンテーションにおいて求める重要事項【課題設定型・事業者提案型】 ①これまでの取組	提案事業に関連し、評価の参考となる提案者の経歴や過去の取組（事業内容、実施体制、地域との連携体制等）について	提案事業に関連し、評価の参考となる提案者の経歴や過去の取組（事業内容、実施体制、地域との連携体制等）について ※「事業育成型」から移行した <u>提案事業である場合、「事業育成型」の実施により得られた成果の概要を説明すること。</u>
31	別表1：直接経費に係る補助対象科目 委託料等	※ <u>委託に要する経費は原則として各年度の補助事業に係る費用の50%未満とする。補助事業の全部を外部発注（丸投げ）することはできず、事業の企画そのものを委託する経費は計上できない。</u>	＜削除＞

頁	項目	(誤)	(正)
34	別表4：高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する施設の例	<p data-bbox="659 203 1050 248"><追加></p> <p data-bbox="659 521 1050 633">※<u>高齢者、障害者、子育て世帯等を対象とするものを含みます。</u></p>	<p data-bbox="1066 203 1457 237"><u>シェアハウス</u></p> <p data-bbox="1066 259 1457 495">高齢者・障害者・子育て世帯等の居住の用に供する次の施設 ○<u>住戸の規模または構造・設備がサービス付き高齢者向け住宅の登録基準を満たさない住宅</u></p> <p data-bbox="1066 521 1457 835">※<u>共同居住型賃貸住宅（シェアハウス）を整備する提案については、その規模及び構造・設備が、原則として各地方公共団体の「住宅確保要配慮者共同居住型専用住宅登録基準」に適合するものとする。</u></p> <p data-bbox="1066 842 1457 1267">※<u>ただし、住宅確保要配慮者専用住宅として登録予定がない等の理由により、「住宅確保要配慮者共同居住型専用住宅登録基準」に適合しないシェアハウスを整備する提案については、国土交通省による選定段階等で改めて精査を行い、計画の一部変更等の調整を求めることがある。</u></p> <p data-bbox="1066 1279 1457 1626">※<u>また、「住宅確保要配慮者共同居住型専用住宅登録基準」に適合しないシェアハウスを整備する提案であっても、各提案内で掲げる入居対象者に対し、居住環境の向上に向けた配慮及び劣悪な居住環境とならないような配慮等を行うこと。</u></p>

頁	項目	(誤)	(正)
18	交付申請手続き時の 注意事項	⑤ <u>補助の対象として取得する住宅等は、本事業の令和4年度の募集開始日以降に売買契約を締結するものに限ります。交付申請の際、売買契約書の写し若しくは、売買契約書のひな型を提出してください。また完了実績報告時に不動産鑑定士による不動産鑑定評価書を添付資料として提出してください。不動産鑑定士による不動産鑑定評価額が、補助の対象となる金額の上限となります。なお、鑑定評価は、既存部分を対象とし、改修実施前の時点で行ってください。また、改修工事を補助事業として実施し、完了させなければ、住宅等の取得に要する費用も補助の対象となりません。</u>	⑤ <u>取得費を補助対象とする住宅等は、本事業の令和4年度の募集開始日以降に売買契約を締結するものに限ります。交付申請時には、不動産業者による見積書(写)等(評価事務局に提出したものと同一書類)を提出してください。また、完了実績報告時には、売買契約書(写)に加え、「補助対象とする住宅等の評価額」が確認できる書類を提出してください。「補助対象とする住宅等の評価額」とは、不動産鑑定士による不動産鑑定評価書または固定資産評価証明書に記載の評価額を指します。なお、不動産鑑定士による鑑定評価を行う場合は、既存部分を対象とし、改修実施前の時点で行ってください。交付決定時の取得費と補助対象とする住宅等の評価額のいずれか低い方の額が、補助の対象となる金額の上限となります。また、改修工事を補助事業として実施し、完了させなければ、住宅等の取得に要する費用も補助の対象となりません。</u>
24	提出書類一覧表<課題設定型、事業者提案型の場合>	・見積書(工事費内訳書(設計者か施工者の中項目程度の見積書)、技術の検証、情報提供に要する費用の内訳書)	・見積書(工事費内訳書(設計者か施工者の中項目程度の見積書)、 <u>建物取得費の見積書(写)等(補助対象として住宅等を取得する場合)</u> 、技術の検証、情報提供に要する費用の内訳書)
24	提出書類一覧表<課題設定型、事業者提案型の場合>	・その他 <u>事務局</u> が求める書類	・その他 <u>評価事務局</u> が求める書類

頁	項目	(誤)	(正)
18	交付申請手続き時の 注意事項	⑦ <u>交付申請者の特定と、事業 完了後の運営責任の確実な 履行のため、交付申請者 には印鑑証明書(写)の提出を 求めます。</u>	<削除>
30	別表1：直接経費に係る 補助対象科目のうち、 委託費に関する説明	※ 委託に要する経費は原則 として各年度の補助事業に 係る費用の50%未満とす る。 <u>50%以上の場合は、その 理由を記した書類を添付す ること。</u> 補助事業の全部を 外部発注(丸投げ)すること はできず、事業の企画その ものを委託する経費は計上 できない。	※ 委託に要する経費は原則 として各年度の補助事業に 係る費用の50%未満とす る。補助事業の全部を外部 発注(丸投げ)することはで きず、事業の企画そのもの を委託する経費は計上でき ない。